

年金分割の割合を定める調停（審判）を申し立てる方へ

1 概要

離婚時年金分割制度における年金の按(あん)分割合について、当事者間で話し合いができない場合、離婚日の翌日から2年以内であれば、家庭裁判所の調停（審判）手続を利用することができます。事実上の婚姻関係にあった場合は、分割の対象は第3号被保険者の期間に限られます。

調停では、調停委員会が中立の立場で双方から事情を聴き、話し合いを進めます。調停不成立の場合は審判に移行し、提出した資料等一切の事情を考慮して、裁判官が審判します。なお、離婚又は内縁関係解消に伴う年金分割の話し合いをしたい場合は、それらの調停手続を利用してください。

審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

2 申立てに必要な費用

☐ 収入印紙・情報通知書1通につき1200円

☐ 連絡用の郵便切手

【調停の場合】110円×10枚、50円×2枚、10円×4枚（合計1240円分）

【審判の場合】500円×4枚、110円×10枚、100円×2枚、50円×4枚、10円×10枚
(合計3600円分)

3 申立てに必要な書類

☐ 申立書3通

→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口には3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

☐ 送達場所等届出書1通（書式 No.1）

☐ 進行に関する照会回答書1通（書式 No.2）

☐ 「年金分割のための情報通知書」原本1通・コピー2通（申立書に別紙として添付）

→ 情報通知書は離婚後又は内縁関係解消後に交付されたものを提出してください。

情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

※ 住所を秘匿している場合は、住所の記載のない情報通知書を発行してもらうことが可能です。申請する年金事務所又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

※ 外国人を当事者とする場合は、住民票（マイナンバー以外の記載のある世帯全員の住民票）を提出してください。

※ 相手方に住所等を秘密にしている場合の留意事項については、別紙「申立書や答弁書の「住所」の記載について」をお読みください。

※ 資料提出の留意事項については、別紙「調停・審判手続において提出する書類について」をお読みください。

4 申立先

(調停) 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 相手方と合意した家庭裁判所

(審判) 申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 相手方と合意した家庭裁判所

相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

調停で相手方の住所地が東京都内の場合、審判で夫又は妻の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

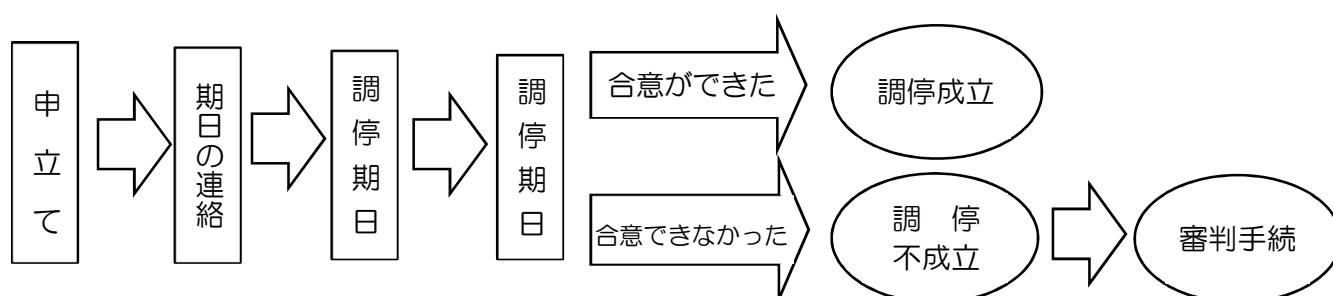
(調停：相手方の住所地) (審判：申立人又は相手方の住所地)	(申 立 先)
東京 2 3 区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

※ 東京都内以外については、裁判所ウェブサイトの「裁判所の管轄区域」をご覧ください。

5 調停の進め方

- ・ 調停期日は平日に開かれます。1 回の時間はおおむね 1 時間 4 5 分程度です。
- ・ 調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。
- ・ 調停の流れは下図のとおりです。申立人と相手方は別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に、調停委員が調停室でお話を聴きながら調停を進めていきます。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入ってください、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。



注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

6 その他

調停が成立又は審判が確定しても、実際に年金分割制度を利用するためには、一定期限内に、当事者のいずれかが、年金事務所等で手続を行う必要があります。調停成立又は審判確定により、自動的に分割されるわけではありませんので、ご注意ください。

申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等**には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。**

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書(書式No.5)を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料 収入印紙500円

郵便切手(審判・調停と同時申立て) 500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、110円×4枚

●申立てが認められた場合、

・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶですね。

調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください（書式No.5）。
- 調停手続では、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数＋1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数＋1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！



書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧・謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧・謄写申請があったときは、許可されます。

1 主張書面（あなたの言い分や反論等を記載する書面）について

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます（代替氏名の場合は押印不要）。

(記載例)

と じ し ろ (3 cm)	令和○年(家) 第○○○○号	次回期日	○月○日
	申立人	○○○○	
	相手方	○○○○	
	主 張 書 面		
		令和○年○月○日	
		申立人	○ ○ ○ ○ 印
	○○に関する主張は、・・・・・・・・・・		

- ・ A 4 サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください（上記 1 と同様に、用紙の左側に 3 c m 程度のとじしろ（余白）を空けてください。）。
- ・ 資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
- ・ 相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング（黒塗り）をしてください。

※ 原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。

コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。

- ・ 個人番号（マイナンバー）も、マスキング（黒塗り）をしてください（家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることがあります。）。
- ・ 後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

令和 ○ 年分 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー

住所 支 払 住所又は居所 を 受 け る 者		(受給者番号) (個人番号) (役職名) 正社員
(良い例) 黒塗りにより、 文字が完全に隠れている。		(悪い例) 文字の一部がはみ出している (情報が推測できてしまう場合があります。)
(源泉) 控除対象配偶者	配偶者(特別)	控除対象扶養親族
(右語で記載してください。)		
支 払 者	個人番号又は法人番号	
	住所(居所)又は居住地位	
	氏名又は名称	
契 機 欄		

勤務先(学校、通院している病院)などの情報がないかも、十分確認してください。

- ◎収入関係書類（住所・勤務先・マイナンバー等）
 - ・源泉徴収票・給与明細書
 - ・確定申告書（写し）
 - ・（非）課税証明書 など
- ◎診断書（通院先の病院）
- ◎通知表（通学する学校）
- ◎手紙、スマホの画面（住所、駅名や施設名など）